

コロナ禍によりあまり話題に上りませんでしたでしたが、今年6月に閉会した通常国会での法改正で、道路に関する或る制度が新設されました。
それは、「歩行者利便増進道路」です。

柔軟な道路占用を認める制度で、国土交通省の資料によれば
「バイパスの整備等により自動車交通量が減少する道路が生じる一方、コンパクトシティの進展等により歩行者交通量が増加する道路も生じており、歩行者を中心とした道路空間の構築が必要」との背景があります。

具体的には、

「車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能」、
「カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和」としています。
公募を行い、認められれば最長で20年の占用が認められるとのこと。

現在、路上での商業活動は通行の妨げになるため、自治体が特例で許可する場合に限られていますので、大きな変化といえるでしょう。

戦後以降のクルマの普及に伴い、道路という舞台の主演はクルマであり続けてきましたが、この制度によって“人との共生”の実現への第一歩になることに期待したいものです。

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、下記よりお願いします。

▼登録内容編集

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/tf.php?id=149239601>

過

去に配信したメルマガは、以下 URL よりご覧になれます。

▼バックナンバー

<http://www.jaef.or.jp/7-mail-magazine/index.htm>